第五条　免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		最低修得単位数					
第二欄		第三欄	第四欄	第五欄	第六欄		
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目		
右項の各科目に含める事項	教科の各教科の指導法（各教科の指導法（教育・職務に関する情報機器及び教材に関する専門的事項を含む。）を含む。）	教育の理念並びに教育に関する社会的、制度及び経営に関する内容（学校運営上の諸課題への対応を含む。）、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する理解を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について一単位以上修得するものとする。 イ　国語　国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学 ロ　地理歴史　日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌	教育の基礎的理解に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ一単位以上修得するものとする。	教育実習	教職実践演習	教育実習
専修免許状	二四	一〇（四）	八（五）	三（二）	二	三	六
一種免許状	二四	一〇（四）	八（五）	三（二）	二	二	六

備考

一　教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。

イ　国語　国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学

ロ　地理歴史　日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌

第五条　免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）